

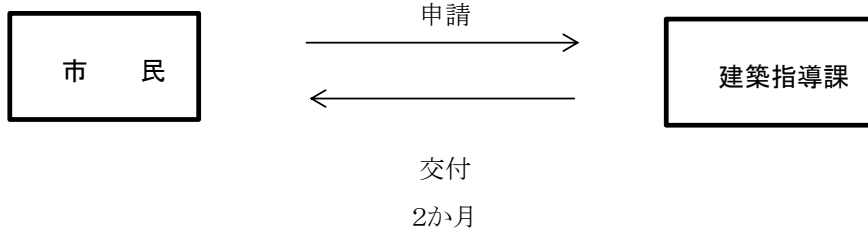
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 46

処 分 名	建築協定の認可	
処 分 の 概 要	建築協定の認可をし、公告する。	
根 拠 法 令 名	建築基準法(昭和25年法律第201号)	
条 項	第73条第1項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2か月	
標 準 処 理 期 間	計	2か月
判 断 基 準	申請が掲げる条件に該当するときは認可する	
<p>【根拠法令等】</p> <p>建築基準法 (建築協定の認可) 第73条第1項 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築協定の目的となつてゐる土地又は建築物の利用を制限するものではないこと。 2 第六拾九条の目的に合致するものであること。 3 建築協定において建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 <p>第2項 特定行政庁は前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。